

技術等評価表

件名： 令和3年度関係人口創出・拡大のための中間支援モデル構築に関する調査・分析業務 企画競争有識者審査採点表

※ 集計方法： 各有識者(合計3名)が評価した得点を平均(小数点第2位未満を切り捨て)して行う。  
 ※ 配点のうち( )の評価項目は必須とし、一項目でも0点となった場合は不採択とする。

評価項目	評価基準	配点
1. 的確性		(6)
①事業趣旨の的確性	事業のビジョン・テーマが公募趣旨に合致しているか。	(2)
②モデルとしての的確性	今後、関係人口創出・拡大に取り組む団体や地域に対して紹介、参考とできるなど横展開可能なモデルとなっているか。	(2)
③業務内容の的確性	公募要領に示した業務内容について網羅的な提案がなされているか。	(2)
2. 具体性		16
①事業の具体性	公募要領に示した業務内容について、実施方法が具体的に記載されているか。 (非常に優秀な提案12点(最高得点)、以下2点ずつ減点)	12
②事業の先進性	モデル事業としての先進性が具体的に記載されているか。 (非常に優秀な提案4点(最高得点)、以下1点ずつ減点)	4
3. 実効性		39
①組織の経験	過去に、関係人口の創出・拡大に関連する事業等を実施しているか。 (3(評価基準を満たす)/0(評価基準を満たさない)の2段階評価)	3
	過去に、関係人口の創出・拡大に関する企画や事業等を豊富に実施しているか。  【2件目以降1件につき3点、最大6点】	6
②組織の業務実施能力、適格性	業務の遂行可能な人員が確保されているか。また、事業実施体制図が示されているか。(再委託先を含む) (業務の内容やボリュームに相応の人員・体制である場合4点、以下1点ずつ減点。)	4
	関係機関との連携も含め円滑な事業遂行のための組織体制が組まれているか。 (関係機関との連携内容に応じた体制の明記がある場合4点、以下1点ずつ減点。)	4
	組織内の管理体制や業務監視体制が適切であるか。 (管理体制等について明確かつ客観的に評価可能な場合4点、以下1点ずつ減点。)	4
③事業内容の実効性	時勢に即した、あるいは状況変化への対応を想定した実行可能な事業内容であるか。 (非常に優秀な提案10点(最高得点)、以下2点ずつ減点)	10
④地元関係者(産学官民等)との連携・協力体制	地元関係者(産学官民等)との連携・協力体制について示されているか。 (提案の内容やボリュームに相応の連携・協力体制である場合4点、以下1点ずつ減点。)	4
⑤スケジュールの具体性	事業期間中の日程等が具体的に提案され、かつ無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。 (提案の内容が具体的、的確に表現され、実現可能かつ目的が達成できる場合4点、それぞれ満たさない場合1点ずつ減点。)	4
4. 継続性		14
①関係の継続性	事業により都市部と地域の関わりが、継続的なものとなるような仕組みとなっているか。 (非常に優秀な提案4点(最高得点)、以下1点ずつ減点)	4
②取組の継続性、自立化・自走化	取組が継続し、将来的に自立・自走するような方策が記載されているか。特に資金計画、費用負担のあり方が具体的に記載されており、妥当性のあるものとなっているか。 (非常に優秀な提案10点(最高得点)、以下2点ずつ減点)	10
5. 発展性		10
①他地域への横展開の可能性	事業内容や組織における取組・経験について、今後の他地域での展開に向けた汎用性や発展性が見込まれるか。 (非常に優秀な提案10点(最高得点)、以下2点ずつ減点)	10
6. その他		15
①成果検証	成果目標やその分析方法について記載されており、目標及び分析方法が妥当なものとなっているか。 (非常に優秀な提案4点(最高得点)、以下1点ずつ減点)	4
②提案価格の妥当性	積算内訳に根拠が記され、見積額が定価等を踏まえた適切な価格設定となっているか。 (主要な項目について積算根拠が明記されており、またその単価や数量が定価や事業内容に照らして適切な設定となっている場合4点、以下1点ずつ減点。)	4
②ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・1段階目(*①) 3点</li> <li>・2段階目(*①) 5点</li> <li>・3段階目 6点</li> <li>・プラチナえるぼし 7点</li> <li>・行動計画(*②) 1点</li> </ul> </li> <li>*① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</li> <li>*② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</li> <li>・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐるみん(旧基準)(*③) 3点</li> <li>・ぐるみん(新基準)(*④) 4点</li> <li>・プラチナぐるみん 5点</li> </ul> </li> <li>*③ 旧ぐるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。</li> <li>*④ 新ぐるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。</li> <li>・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</li> <li>・ユースエール認定 5点</li> </ul> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。                  ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	7
合計		100